

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月25日

支出負担行為担当
広島労働局総務部長 小嶋 芳昭

雇用保険関係各種印刷物の作成

1 内容

(1) 品目及び調達数量

詳細は、「仕様書」のとおり。

(2) 納品場所

詳細は、「仕様書」のとおり。

(3) 履行期限

平成30年3月16日（金）

なお、履行期限にかかわらず可能な限り早期の納入を行うこと。

(4) 入札方法

入札に当たっては、入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者が消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積りをした金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

(電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>)

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式に変更することができる。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規程に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28、29、30年厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」で「B」、「C」または「D」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと（直近2年間の滞納がないこと）。

(5) 入札参加届等書類（証明書等）又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるものであること。

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率

以上の雇用率（2.0%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

4 競争執行の場所及び日時等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 奥村

電話番号：082-221-9241 FAX番号：082-221-1786

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び交付場所

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号

期間：平成29年12月25日（月）から平成30年1月17日（水）まで

場所：4（1）記載の場所において手交または下記広島労働局ホームページでダウンロードすること。

http://hiroshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html

(3) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限

平成30年1月18日（木） 15時00分

なお、この入札に参加を希望するものは、入札参加届提出時に支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

平成30年1月19日（金） 10時50分

(5) 開札の日時及び場所

期間：平成30年1月19日（金） 11時00分

場所：広島労働局総務部総務課内

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、予め、広島労働局の交付する仕様書を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。

(4) 入札の無効

ア 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

イ 紙入札方式によっては記名押印のない入札又は要領の得ることができない入札

ウ 紙入札方式によっては委任状を持参しない代理人が行った入札

エ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたものの入札

オ 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書

カ その他、主任官において入札が不完全と認められた場合

キ 4（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書の要否

要

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。

(8) 詳細については入札説明書によるものとする。

入札説明書

雇用保険関係各種印刷物の作成に係る入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 小嶋 芳昭

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規程に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28、29、30年厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」で「B」、「C」または「D」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと（直近2年間の滞納がないこと）。
- (5) 入札参加届等書類（証明書等）又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるものであること。
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の雇用率（2.0%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

（電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>）

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式用の入札参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

4 入札内容

- (1) 品目及び調達数量
詳細は、仕様書のとおり。
- (2) 納品場所
詳細は、仕様書のとおり。
- (3) 履行期限
平成30年3月16日（金）

なお、履行期限にかかわらず可能な限り早期の納入を行うこと。

(4) 電子調達システムのURL

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

(5) 入札等の問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 奥村

電話番号：082-221-9241 FAX番号：082-221-1786

(6) 入札書の提出期限及び提出場所

平成30年1月18日(木) 15時00分

紙入札方式による場合は、持参若しくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

)の方法にて4(5)記載の場所に提出すること。

(7) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

平成30年1月19日(金) 11時00分

イ 開札場所

広島労働局総務部総務課内

広島市中区上八丁堀6-30

(8) 入札保証金

全額免除する。

(9) 入札に係る注意事項

ア 入札書に記載する金額は、消費税を除いた額とする。

イ 紙入札方式によって入札書を提出する場合の入札書は、別紙の書式により記載し、封筒に封入して、指定した日時までに提出しなければならない。

なお、電子調達システムによる場合は、電子データによる送付ができないときはファクシミリを除く方法で提出すること。

ウ 一旦、提出した入札書は、引換え、変更又は取り消すことができない。

エ 開札は指定した場所及び日時に行う。

オ 次に該当する場合の入札は無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名押印のない入札書又は要領の得ることができない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、主任官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 5(1)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

カ 落札者は、予定価格以下で最低価格を入札した者とする。

キ 落札となるべき同価の入札をしたものがあるときは、ただちにくじ引きで落札業者を決定する。

また、落札者決定のくじ引きを実施することとなった場合において、開札に立会を行っていない場合は、当局開札担当者以外の者がくじ引きを行うこととする。

ク 開札の結果、入札価格に100分の8に相当する額(消費税に相当する額)を加算した金額が予定価格以下とならないときは、ただちに再入札を行うこととする。

なお、紙入札方式によって入札書を提出し、開札に立会を行っていない場合は、この再入札に参加できないこととする。

また、電子調達システムにより入札に参加するものは、開札時にただちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うことと

する。

ケ 開札に立会を行っていない者は、開札方法及び開札結果等の一切の事項について異議申し立てを行うことができないこととする。

コ 落札者は、落札後速やかに調達内容及び単価等を記載した「内訳書」を提出すること。
なお、様式は任意とするが、商号又は名称及び住所を記載のうえ、押印すること。

5 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、予め、仕様書の手交を受けること。

また、入札参加届の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(1) 提出書類

電子調達システム及び紙入札による方式とも次の書類を提出すること。

- ・入札参加届
- ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
- ・誓約書

(2) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

(1) に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札方式による場合

持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）の方法により、上記4(5)記載の場所に提出すること。

(3) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限

平成30年1月18日（木） 15時00分

6 仕様書の手交を受けるに当たっての注意事項

この入札に関して主任官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

7 入札に関する質問について

この入札に関する質問は、仕様書の手交を受けた者に限り行うことができる。

質問する場合は、平成30年1月17日（水）12時00分までに、任意様式にその事項を取りまとめ、ファクシミリで送付すること。

質問した者への回答等は適宜行うこととするが、回答事項については、仕様書を手交した全ての者に随時通知する。

なお、落札業者は仕様内容の不明を理由として異議を申し立てることはできないため留意すること。

仕 様 書

雇用保険関係各種印刷物の作成

広島労働局総務部総務課

1 作成する印刷物

- (1) 雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり
- (2) 離職されたみなさまへ
- (3) 雇用保険被保険者のしおり
- (4) 雇用保険の受給手続をされた皆様へ
- (5) 雇用保険の求職者給付を受給される皆様へ
- (6) 受給資格者証写真用カバーシール
- (7) 雇用保険事務手続きの手引き
- (8) 教育訓練給付の受給資格者のしおり
- (9) 雇用保険の高年齢受給資格者のしおり

	印刷物	作成部数	サイズ	製本	頁数	紙質	印刷	その他
1	雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり	19,720	A4	無線綴じ	58	表紙・裏表紙 色上質紙厚口(一般色) 本文 再生上質紙 A判35.0kg相当	2色刷り 両面印刷	本文内の「別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4」の頁にミシン目を入れること。
2	離職されたみなさまへ	51,630				再生コート紙 A判46.5kg相当		
3	雇用保険被保険者のしおり	112,100	A6	中綴じ	16	表紙 色上質紙最厚口 空 本文 再生上質紙 A判35.0kg相当		
4	雇用保険の受給手続をされた皆様	31,510	A4			色上質紙中厚口	1色刷り 両面印刷	
5	雇用保険の求職者給付を受給される皆様へ	30,010				再生コート紙 A判46.5kg相当	2色刷り 両面印刷	
6	受給資格者証写真用カバーシール	27,400	縦35mm 横50mm			表面 樹脂フィルム 剥離紙 ポリラミネート紙	1色刷り 片面印刷	10枚綴×2,740枚
7	雇用保険事務手続きの手引き	2,740			184			
8	教育訓練給付の受給資格者のしおり	1,160	A4	無線綴じ	62	表紙・裏表紙 色上質紙厚口 本文 再生上質紙 A判35.0kg相当	2色刷り 両面印刷	本文内の「別紙1、別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5(1枚目)」の頁にミシン目を入れること
9	雇用保険の高年齢受給資格者のしおり	9,940				22		

2 その他特記事項

- ア 上記1(1)～(5)、(7)～(8)の配布する印刷原稿は紙媒体及び電子媒体 (Word、Excel、一太郎)であること。
上記2(6)の配布する印刷原稿は紙媒体のみであること。
- イ 組版は作成のこと。
- ウ 作成にあたりイラスト、デザイン及び地図等のレイアウト等を落札業者と作成部署担当者と調整のうえ印刷内容を

決定すること。

このことから、文字、網掛け、レイアウト、原稿内容の調整及び一部変更が発生する可能性があるため、編集、デザイン料も含めた金額、また、校正を複数回行う可能性があることから、その必要経費も含めること。

エ 流通品がある限りにおいてグリーン購入法に適合したインク、用紙を使用すること。

オ 印刷物の納品と併せて上記2(6)を除く最終原稿を電子媒体(PDF形式)で作成部署担当者へ提出すること。

また、納品後1年間は、印刷内容の変更を数回行う可能性があるため原稿を保存し、変更時には内容を変更したうえ電子媒体(PDF形式)で提出を行うこと。

なお、必要経費を見積金額に含めること。

3 作成部署担当者

広島労働局職業安定部職業安定課 担当:小川

TEL:082-502-7831 FAX:082-502-7825

4 納入期限

平成30年3月16日(金) なお、履行期限にかかわらず可能な限り早期の納入とすること。

5 納入場所

別紙「納入数量及び納入場所一覧表」のとおり。

6 納品書

納入場所において納入物品の検査を受け合格した場合は、納入場所の検収担当者に「納品書」を交付すること。

なお、交付する「納品書」には次の内容を必ず記載すること。

また、「納品書」は任意の様式で構わないこと。

(1) 納品書の宛名 支出負担行為担当官 広島労働局総務部長

(2) 納品日

(3) 納品場所

(4) 納品内訳及び数量

7 契約書面

契約書により契約締結を行う。

8 再委託について

再委託を行う場合は、再委託契約金額の割合を2分の1未満とし、50万円を超える再委託を行う場合は、別途指示する方法により承認を得ること。

9 請求書

納入完了後、次の内訳ごとに「官署支出官 広島労働局長」あてに請求書を発行すること。

10 内訳書

落札後は印刷物の単価等を記載した内訳書を速やかに提出すること。

11 入札に関する質問について

この入札に関しての質問は、仕様書の手交を受けた者に限って行うことができる。

質問する場合は、平成30年1月17日(水)12時00分までに任意様式にその事項を取りまとめ、当局総務部総務課会計第2係あてファクシミリで送付すること。

質問した者への回答等は適宜行うこととし、回答事項については、仕様書を手交した全ての者に随時通知する。

12 問い合わせ先

広島労働局総務部総務課会計第2係 担当:奥村

TEL 082-221-9241 FAX 082-221-1786

納入数量及び納入場所一覧表

配布先部署名	配布先部署所在地	電話番号	部数								
			1 雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり	2 離職されたみなさまへ	3 雇用保険被保険者のしおり	4 雇用保険の受給手続きをされた皆様へ	5 雇用保険の求職者給付を受給される皆様へ	6 受給資格者証写真用カバーシール	7 雇用保険事務手続きの手引き	8 教育訓練給付の受給資格者のしおり	9 雇用保険の高年齢受給資格者のしおり
広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	082-223-8609	5,000	20,000	46,000	8,500	8,500	8,500	850	250	2,000
広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1	082-422-8609	2,000	4,000	16,000	2,500	2,500		150	80	600
広島西条公共職業安定所竹原出張所	竹原市中央5-2-11	0846-22-8609	300	600	700	400	400	200	35	20	150
呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	0823-25-8609	1,700	3,500	2,000	2,800	2,800	2,800	180	60	800
尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	0848-23-8609	500	500	2,000			2,500	100	30	400
福山公共職業安定所	福山市東桜町1-4-1 エムシー福山ビル	084-923-8609	2,500	7,000	10,000	6,500	6,500	6,500	400	200	2,000
三原公共職業安定所	三原市館町1-6-10	0848-64-8609	800	1,500	2,000	1,300	1,300	1,300	100	80	300
三次公共職業安定所	三次市十日市東3-4-6	0824-62-8609	500	800	2,000			1,000	50	30	200
三次公共職業安定所安芸高田出張所	安芸高田市吉田町吉田1814-5	0826-42-0605	200	300	300				25	20	100
三次公共職業安定所庄原出張所	庄原市中本町1-20-1	0824-72-1197	350	800	900	400	400	400	35	20	150
可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	082-815-8609	1,000	2,000	2,000	1,000	1,000	2,000	150	30	1,000
府中公共職業安定所	府中市府中町188-2	0847-43-8609	400	700	500	700	700	300	40	50	150
広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	082-264-8609	2,900	8,500	23,000	5,500	5,500	0	500	200	1,100
廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	0829-32-8609	1,300	1,000	4,000	1,500		1,300	80	40	800
廿日市公共職業安定所大竹出張所	大竹市白石1-18-16	0827-52-8609	220	400	600	400	400	400	25	30	150
広島労働局職業安定部職業安定課	広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階	082-502-7831	50	30	100	10	10	200	20	20	40
合計（作成部数）			19,720	51,630	112,100	31,510	30,010	27,400	2,740	1,160	9,940

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 小嶋 芳昭（以下「甲」という。）を発注者とし、
（以下「乙」という。）を受注者として、甲乙両当事者は、
次の条項により雇用保険関係各種印刷物作成の契約を締結する。

第1条 甲乙両当事者は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

第2条 甲は、乙に対して、契約保証金の納付を免除する。

第3条 契約金額は、別紙1のとおりとする。

第4条 物品の納入までに要するすべての費用は乙の負担とする。

第5条 乙は、指定された納入場所に納入期限までに納入を行う。

2 甲が、指定する納入場所及び納入期限は別紙1、2のとおりとする。

第6条 乙は物品納入した後、速やかに納品書を交付する。

第7条 甲は、物品の納入があれば速やかに検査を行うものとする。この場合、納入物品が検査に合格しないときは、乙は乙の負担で現品を取り替えるか、又は、甲の指示に従うものとする。

第8条 乙は、甲が正当な事由を認めた場合以外は本契約に基づく甲の発注を拒むことができない。

第9条 乙は、甲の給付完了の確認を得たのち、官署支出官広島労働局長に対して請求書を提出すること。

第10条 官署支出官広島労働局長は乙が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

第11条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき理由により前条に規定する代金の支払いを遅延した場合には、官署支出官広島労働局長は乙に対し、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.7%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保障制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

第13条 乙は、天災その他避け難い理由により、納入期限までに納品することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

第14条 乙の帰すべき理由により、納入期限までに物品の納入をすることができない場合において、納入期限後相当の期間内に納入をする見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額から期限内に引渡しを完了した物品に相応する契約代金相当額を控除した金額に対して、遅延日数に応じ年5%の割合で計算した額とする。

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次にあげる場合に該当すると認めるときは、契約

を解除することができる。

- (1) 契約の履行が期限までに終わる見込みがないとき。
- (2) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

第16条 前条による契約解除の場合、乙は契約代金の100分の10を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第17条 甲は第15条によりこの契約を解除したために被害を被ったときは、乙に損害賠償金を請求することができる。

第18条 この契約の履行について疑義が生じた場合、又はこの契約の定めのない事項で必要である場合は、甲乙協議のうえで決定する。

第19条 本契約に関する権利義務について紛争が生じた場合は、広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を管轄裁判所とすることとする。

第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第22条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経

過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払われなければならない。

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第27条 甲は、第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第29条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第30条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他手続きを要せず、乙に対する

書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第31条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 小嶋 芳昭

乙

1 契約金額等

作成する印刷物	作成枚数	単価	金額
1 雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり	19,720		
2 離職されたみなさまへ	51,630		
3 雇用保険被保険者のしおり	112,100		
4 雇用保険の受給手続をされた皆様へ	31,510		
5 雇用保険の求職者給付を受給される皆様へ	30,010		
6 受給資格者証写真用カバーシール	27,400		
7 雇用保険事務手続きの手引き	2,740		
8 教育訓練給付の受給資格者のしおり	1,160		
9 高年齢受給資格者のしおり	9,940		
小 計			
消 費 税			
合 計			

2 納入場所及び納入数量

別紙 2 「納入数量及び納入場所一覧表」のとおり。

3 履行期限

平成 30 年 3 月 16 日（金）

なお、履行期限にかかわらず可能な限り早期の納入とする。

4 納品書

納入場所において納入物品を検査し、合格した場合は納入場所検収担当者に「納品書」を交付すること。

なお、交付する「納品書」には次の内容を必ず記載すること。

また、「納品書」は任意の様式で構わないこと。

(1) 納品書の宛名

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長

(2) 納品日

(3) 納品場所

(4) 納品内訳及び数量

入札参加届(兼自己申告書)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 小嶋芳昭 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

印

入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

1 入札件名 雇用保険関係各種印刷物の作成

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

(1) 平成28、29、30年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級
「 物品の製造 ・ 物品の販売 ・ 役務の提供等 」 ()等級

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ

(3) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険
国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険
料の滞納がない。(直近2年間の保険料滞納がない。) はい ・ いいえ

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい ・ いいえ

(5) 入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ

(6) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率(2.0%)以上の身体障害
者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率の達成に向けて
障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ

(7) 厚生労働省からの指名停止期間中ではなく、また過去1年以内に厚生労働省所管法令
違反による行政処分等の対象となっていない。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書

入札書

【紙入札方式】

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 小嶋 芳昭 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾のうえ提出します。

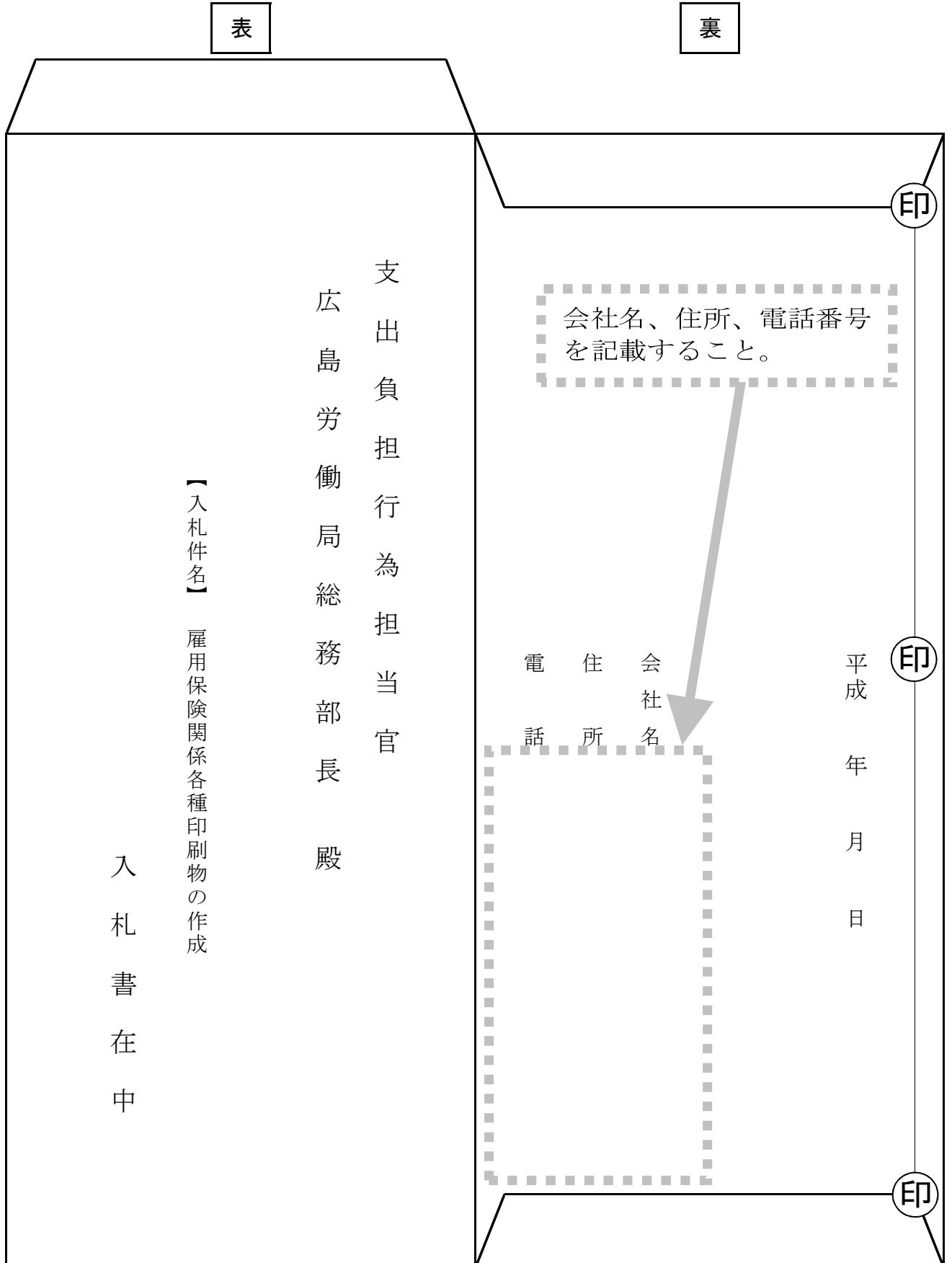
入札件 雇用保険関係各種印刷物の作成

入札金 ¥

但し、消費税は除く。

※ 平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

【紙入札方式】封筒記載例



委任に関する届出書
【紙入札方式】

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 小嶋 芳昭 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

㊞

私は、広島労働局が行う入札に関して、
委任しております。

を代理人と定め、下記のとおり

記

1 委任事項

- (1) 入札書の記入に関する事項
- (2) 入札書の提出に関する事項
- (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

雇用保険関係各種印刷物の作成に係る入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑



注意事項

- 平成28、29、30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3により押印した印を押印すること。

代理人名

委任に関する届出書
【紙入札方式】

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 小嶋 芳昭 殿

届出人 住所
名 称
入札資格者たる者

私は、広島労働局が行う入札に関して、
委任しております。

社

を代理人と定め、下記のとおり

1 委任事項
 (1) 入札書の記入に関する事項
 (2) 入札書の提出に関する事項
 (3) その他、入札の簿において、有資格者となすべき事項

2 委任事項

3 代理人の捺印位置

代理人が入札書へ押印する
印鑑を押印すること。

入札書
【紙入札方式】

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 小嶋 芳昭 殿

入札者 住所
名 称
入札者名
(代理人必) ○○ ○○ 印

入札注意事項を承諾のうえ提出します。

入札件名 ○○の購入について

入札金額 円
但し、消費税は除く。

※ 平成16、17、18年度一般競争参加資格【全省庁統一資格】の「設備の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

【紙入札方式】封筒記載例

表
裏

入札書在中

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

〒 会社名
番 所 名

平成 年 月 日

表
裏

誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

所在地
社名
代表者名

Ⓜ (代表者印)

※ 本誓約書とともに（別添）を作成の上、提出すること。

※ 法人の場合、(別添) 様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入すること。

入札関係書類受領書

広島労働局総務部 総務課 会計第2係 奥村 行

(FAX番号 082-221-1786)

入札件名	雇用保険関係各種印刷物の作成
受領日 (ダウンロード日)	
事業所名	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者FAX番号	
連絡事項	

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、本票に記載のうえ、上記FAX番号へ必ず送信して下さい。(郵送でも可。)

※ 急な仕様の変更等をダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。